

枚方市 成年後見制度利用促進基本計画

権利と利益を守り
誰もが安心して自分らしく暮らすために



枚方市

令和3(2021)年3月

はじめに

わが国では、少子高齢化・人口減少の進展による超高齢化社会を迎えており、本市においても例外ではありません。

高齢者世帯の増加や障害者を支えるご家族の高齢化、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付数の増加など、支援を必要とする人は増加傾向にあります。また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、経済や医療、福祉をはじめ多岐にわたって、支援の必要な人は増加しています。

そのような中、今後成年後見制度の必要性(ニーズ)は確実に高まっていくことが予想されます。認知症や知的障害のほか、その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが重要な課題となっており、成年後見制度は、そのような人の権利を守り支える重要な手段のひとつです。

すべての人が「住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送る」ため、本人の権利を守り支える重要な役割を担う成年後見制度の利用促進に向けて、行政、関係機関・団体、地域等が連携・協力し、支え合い共生していくことのできる社会の基盤づくりを進めることが必要です。

本計画では、「権利と利益を守り 誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を基本理念に掲げております。支援を必要とする人に包括的な支援が行き届く地域社会を実現するため、支援を必要とする人を早期に支援につなぐ仕組みづくりや、本人の意思が尊重され安心して暮らすことのできる地域づくりに向けた施策を展開し、着実に歩みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました枚方市社会福祉審議会の委員の皆様をはじめ、各種調査や意見聴取を通じて、貴重なご意見をいただきました関係機関・団体、市民の皆様から感謝申し上げますとともに、本計画の推進に一層のお力添えをよろしくお願いいたします。

令和3年(2021年)3月

枚方市長

伏見隆



目 次

第1章:計画の策定にあたって	1
第1節:計画策定の意義	1
(1)計画策定の目的	1
(2)成年後見制度とは	1
第2節:計画の位置づけ	4
(1)計画の法的根拠	4
(2)他の計画との関連性	4
(3)計画の期間	5
第2章:成年後見制度を取り巻く現状と課題	6
第1節:枚方市の人口推移と高齢者・障害者の状況	6
(1)人口と高齢化率の推移	6
(2)高齢者人口に占める認知症高齢者数と割合	8
(3)障害者手帳交付者数	8
(4)推計人口と推計人口における高齢者人口と高齢化率	9
第2節:関係団体等調査	10
(1)計画策定に向けた関係団体等調査について	10
(2)調査結果の概要	11
第3節:枚方市の成年後見制度に係る動向	12
(1)成年後見制度の利用状況	12
(2)ニーズについて	13
(3)認知度や支援者の知識経験について	13
(4)相談・支援体制について	14
(5)成年後見制度利用者の助成状況	16
(6)成年後見制度の担い手	17
第4節:計画課題	19
第3章:基本理念と基本目標	20
第1節:基本理念	20
第2節:基本目標	20
第3節:施策の体系	21
第4章:具体的な取組及び重点施策	22
第1節:制度の理解促進	22
(1)市民へ向けた広報・啓発活動 <重点施策>	22
(2)関係者へ向けた広報・啓発活動 <重点施策>	22
第2節:地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置	23
(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 <重点施策>	23
第3節:成年後見制度利用支援事業(助成制度)の拡大	26
(1)申し立て費用の助成	26
(2)後見人等への報酬助成	26
第4節:制度の担い手の確保及び能力の向上	27
(1)後見人の育成・支援	27
第5章:計画の進行管理	29
資料編	

第1節 計画策定の意義

(1) 計画策定の目的

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上的障害等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方(以下「本人」とする。)について、家庭裁判所への申し立て手続きにより、成年後見人等を選任して、その方に代わって意思表示を行い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。選任された成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」とする。)が本人に代わって契約を結び必要な介護サービス等の利用を進めたり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで、本人を法的に守ることができます。

この制度は、介護保険制度の施行に伴い、介護保険制度と車の両輪になるべく、平成11年の民法の一部改正によって、従来の禁治産・準禁治産制度が見直され、平成12年から導入されました。旧制度の①本人保護の理念と、新たに加わった②ノーマライゼーション、③自己決定権の尊重、④現有能力の活用の理念との調和を図り、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものです。しかしながら、成年後見制度の利用者数は近年増加傾向にあるものの、高齢化率や認知症高齢者数等と比較して著しく少ない等、成年後見制度が十分に活用されていない状況があります。

こうした状況の中、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国の基本計画」とする。)が閣議決定されました。国の基本計画では、成年後見制度の利用促進にあたって、成年後見制度の趣旨である「ノーマライゼーション」「自己決定権の尊重」の理念に立ち返るとともに、「身上保護の重視」の観点から適切で柔軟な運用が検討されるべきと示され、計画の施策目標として、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすいとの調和等が掲げられ、成年後見制度を利用できる環境を整備することとされました。あわせて、市町村の役割として、国の計画を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものと定められました。

これを受け、本市では、認知症、知的障害その他精神上的障害等により自身の財産管理や日常生活等に支障があり支援を必要とする方へ、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

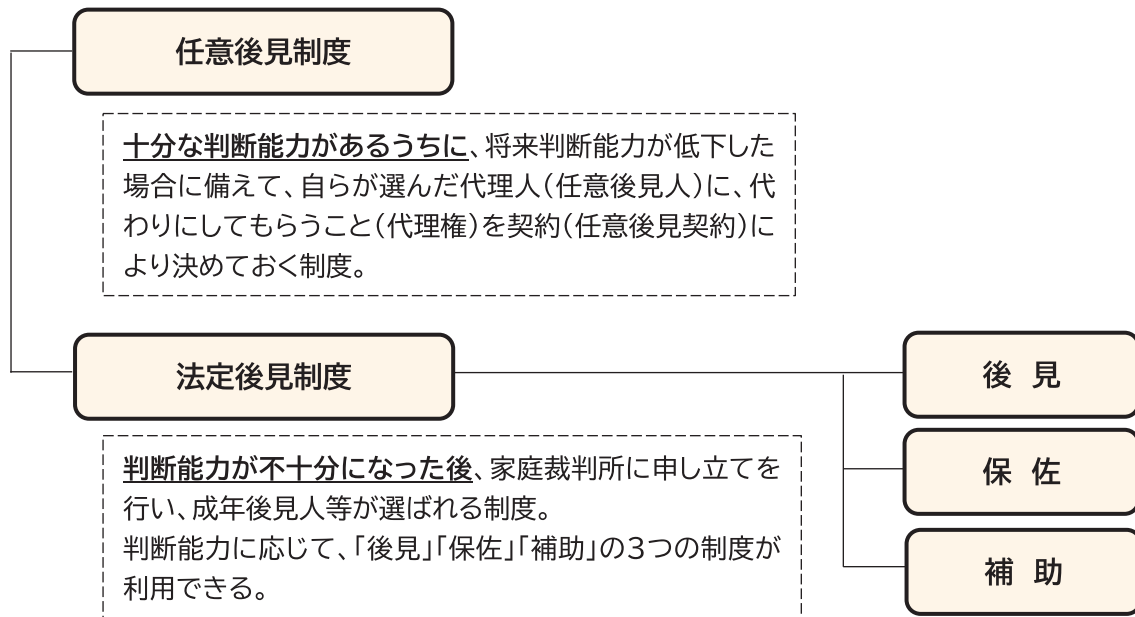
(2) 成年後見制度とは

成年後見制度とは、本人の権利を守る援助者である成年後見人等を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために必要な権利擁護における重要な手段のひとつです。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分けられます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、自らが選んだ代理人(任意

後見人)に、代わりにしてもらうこと(代理権)を契約(任意後見契約)により決めておく制度で、「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度です。また、「法定後見制度」は、判断能力の程度に応じて、さらに「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

■成年後見制度の種類



■法定後見制度の類型

		後見	保佐	補助
対象となる人		判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申し立てができる人		本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項 ^{※1} についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く)	—
	申し立てにより与えられる権限	—	特定の事項 ^{※1} 以外についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権	特定の事項 ^{※1} の一部についての同意権 ^{※2} 、取消権(日常生活に関する行為を除く) 特定の法律行為 ^{※3} についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		株式会社の取締役等の地位を失うなど ^{※4}		—

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

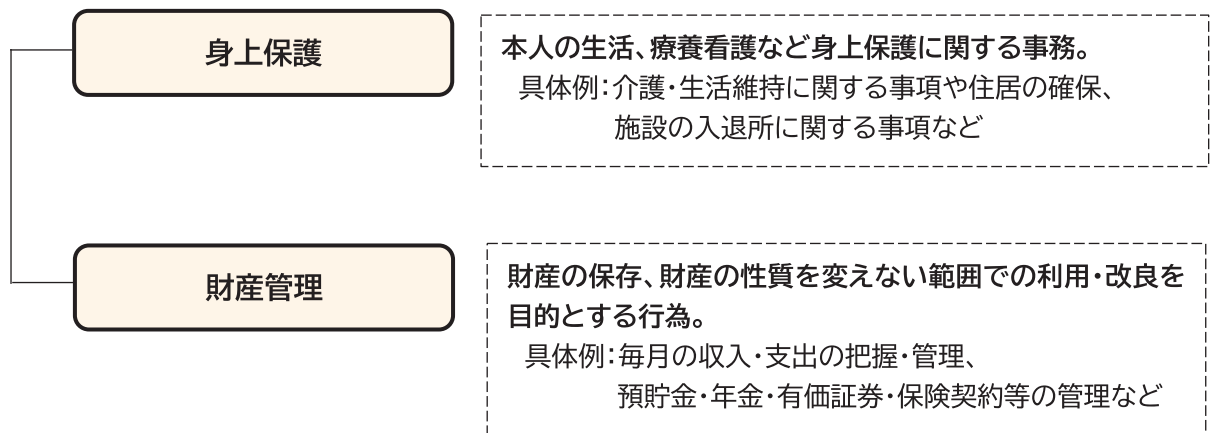
※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

※4 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年12月11日公布)において、株式会社の取締役等が後見等開始の審判を受けた場合には、取締役を選任された時点と判断能力等の点で前提が異なることになるため、一旦は取締役等の地位を失いますが、その後、株主総会の決議等の所定の手続きを経ることで、再び取締役に就任することができます。

■成年後見人の職務

成年後見人の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」があります。



第2節 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」とする。)」第14条第1項に規定する基本的な計画に位置付けます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

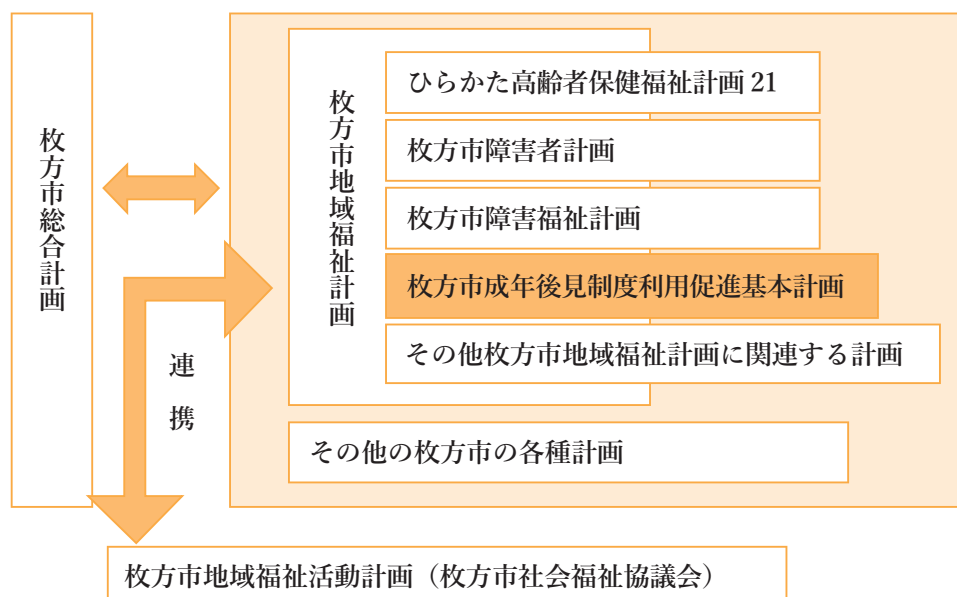
第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【参考】「成年後見制度」と同じく民法に根拠を有する後見制度として「未成年後見制度」がありますが、「成年後見制度利用促進法」は「成年後見制度」を対象としていることから、本計画では「成年後見制度」について定めるものとします。

(2) 他の計画との関連性

本計画は、地域における高齢者、障害者、児童等の福祉に関して、共通して取り組む事項を盛り込んだ福祉分野の上位計画に位置付けている「枚方市地域福祉計画(第4期)」と一体的に取り組み、市民の権利擁護の充実に向けて、その手段の一つである成年後見制度をより有効に活用するための施策を取りまとめた計画であり、次期地域福祉計画の改定において、権利擁護に係る項目に包含します。

なお、本計画策定にあたっては、「ひらかた高齢者保健福祉計画21」「枚方市障害者計画」「障害福祉計画」その他関連する個別計画とも整合性を図っています。



(3)計画の期間

本計画は、市民の権利擁護のための重要な手段である成年後見制度の利用促進に関する考え方・施策を取りまとめた計画であり、次期枚方市地域福祉計画の改定に合わせ、枚方市地域福祉計画の権利擁護に係る項目に包含することとします。よって、計画期間は、枚方市地域福祉計画(第4期)の終期と合わせ、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度までの4年間とします。

なお、国等の動向を踏まえ、令和6年度以前に本計画を見直す可能性もあります。

■関連計画一覧

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
国	成年後見制度利用促進基本計画 (平成29年度～令和3年度)												
大阪府			第4期大阪府地域福祉支援計画 (令和元年度～令和5年度)										
枚方市				枚方市成年後見制度利用促進基本計画 (令和3年度～令和6年度)									
				進捗確認	進捗確認	進捗確認	見直し	組込					
	枚方市地域福祉計画(第3期) (平成27年度～令和元年度)			枚方市地域福祉計画(第4期) (令和2年度～令和6年度)				枚方市地域福祉計画(第5期)策定予定 (令和7年度～)					
			見直し					見直し					
		ひらかた高齢者保健福祉計画21(第7期) (平成30年度～令和2年度)		ひらかた高齢者保健福祉計画21(第8期) (令和3年度～令和5年度)									
	枚方市障害者計画(第3次) (平成24年度～令和2年度)				枚方市障害者計画(第4次) (令和3年度～令和8年度)								
		枚方市障害児福祉計画(第1期) (平成30年度～令和2年度)			枚方市障害児福祉計画(第2期) (令和3年度～令和5年度)								
		枚方市障害福祉計画(第5期) (平成30年度～令和2年度)			枚方市障害福祉計画(第6期) (令和3年度～令和5年度)								
	第5次枚方市総合計画(基本計画) (平成28年度～令和9年度)の12年間												
市社協	第5次枚方市地域福祉活動計画 (平成27年度～令和元年度)			第6次枚方市地域福祉活動計画 (令和2年度～令和6年度)									

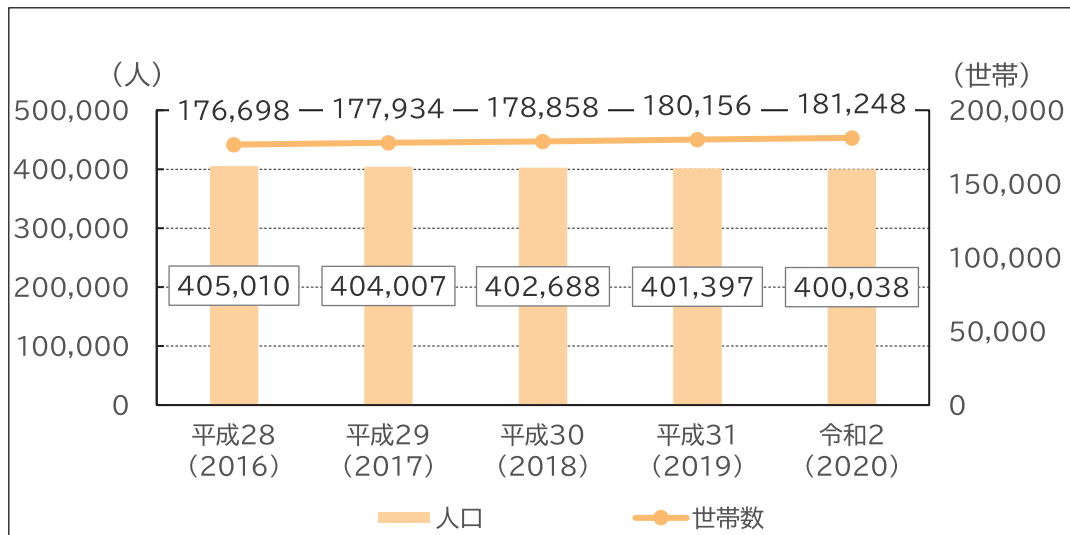
第1節 枚方市の人口推移と高齢者・障害者の状況

(1)人口と高齢化率の推移

本市の令和2(2020)年3月末日現在の住民基本台帳人口は、400,038人で、世帯数は181,248世帯となっています。65歳以上の人口は112,915人、高齢化率は28.2%であり、このうち半数が75歳以上の後期高齢者となっています。推移をみると、人口がほぼ横ばいであるのに対して、高齢化率は漸増しています。

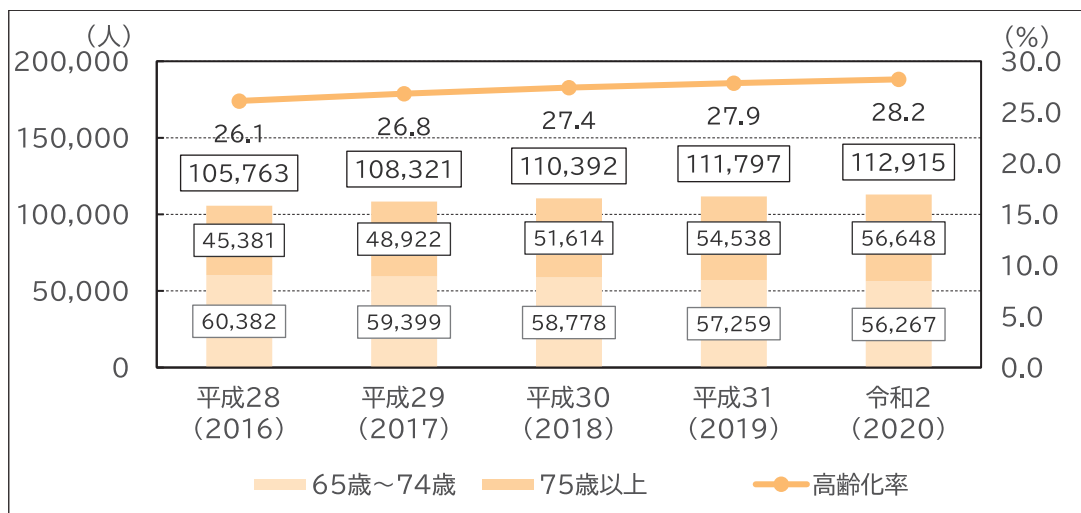
また、高齢化率の増加に伴い、65歳以上の高齢者がいる世帯も増加傾向にあります。なお、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯も増加傾向を示していますが、とりわけ、ひとり暮らし高齢者世帯が著しく増加していることがわかります。

■人口・世帯の推移



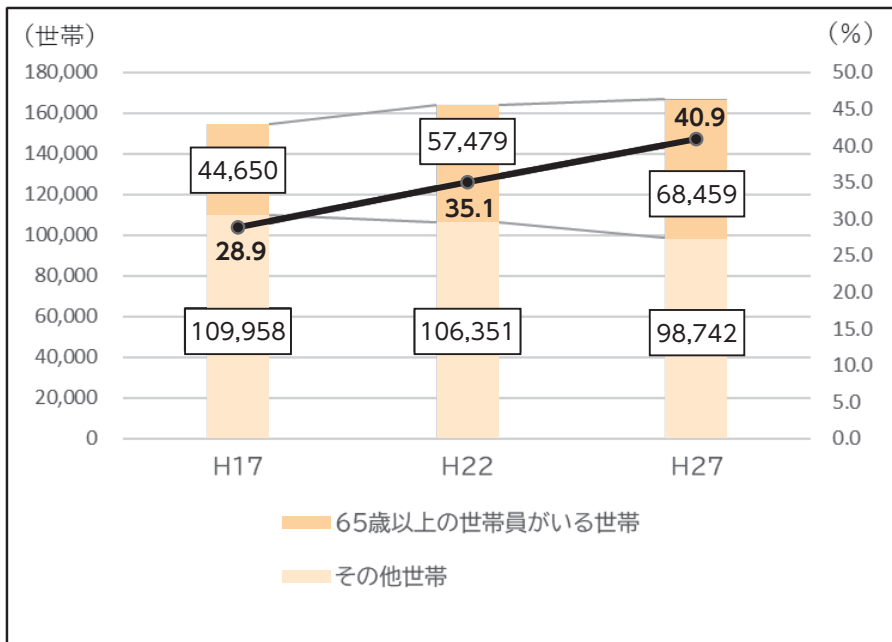
出典:住民基本台帳(各年3月末日現在)

■高齢者人口の推移



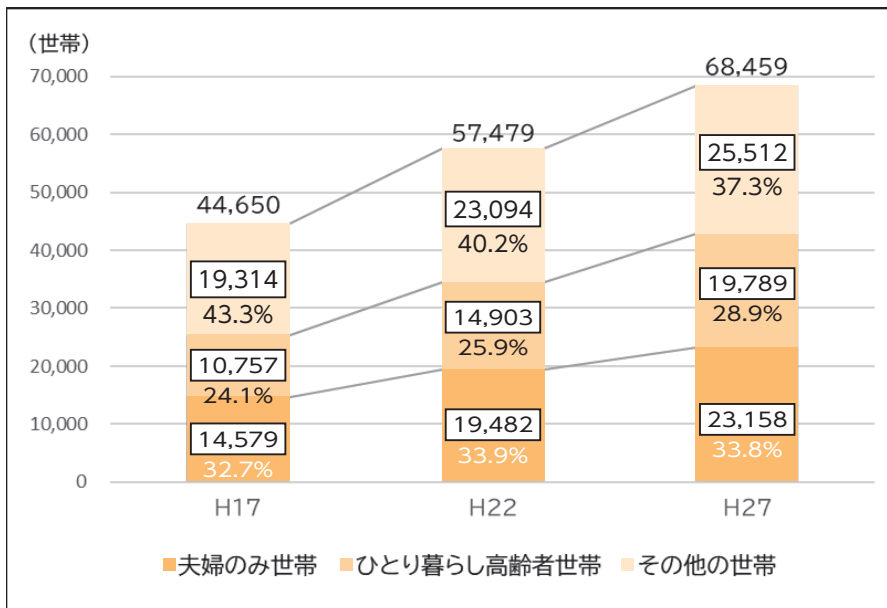
出典:住民基本台帳(各年3月末日現在)

■高齢者のいる世帯の推移



出典:国勢調査(各年 10月1日現在)

■高齢者のいる世帯の内訳の推移



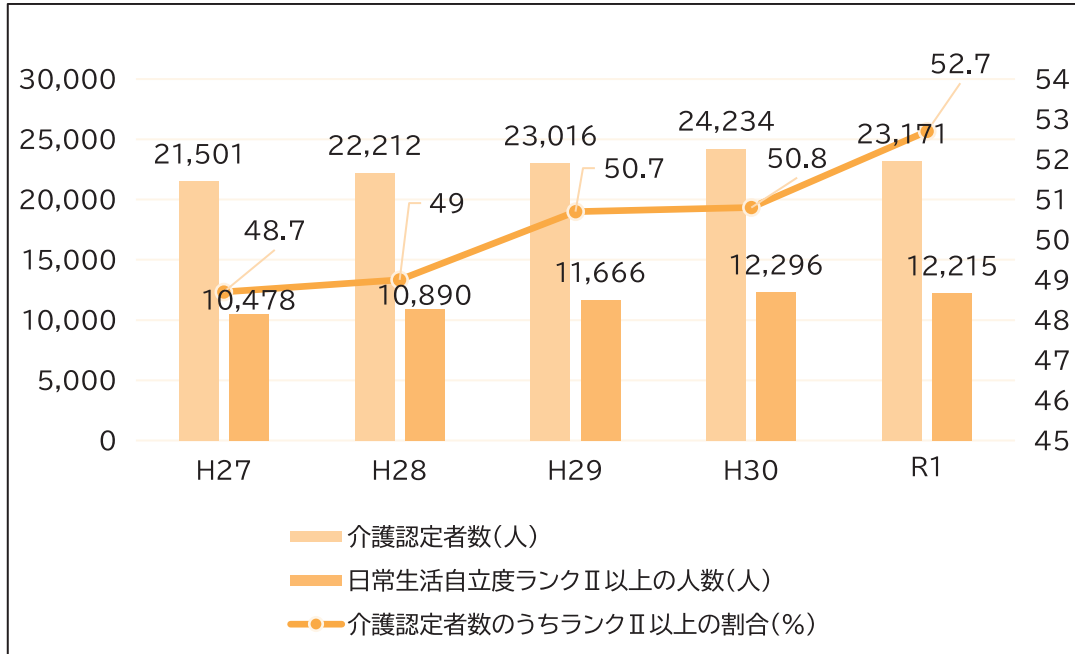
出典:国勢調査(各年 10月1日現在)

(2)高齢者人口に占める認知症高齢者数と割合

要介護認定者の半数が「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」のⅡ以上となっています。

なお、要介護認定者はいずれも増加傾向で、日常生活自立度ランクⅡ以上の割合は、4年間で4ポイント増加しています。

■枚方市における認知症高齢者数の推移



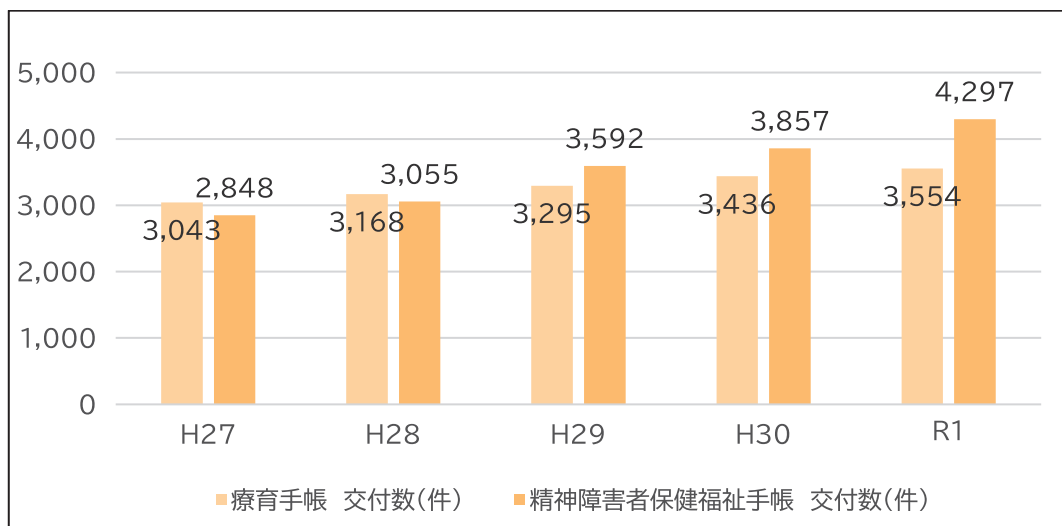
出典：厚生労働省 『地域包括ケア「見える化」システム』(各年10月末日現在)

※ 日常生活自立度の判定基準Ⅱは、「日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。」というランク。

(3)障害者手帳所持者数

療育手帳及び精神保健福祉手帳の交付状況の推移を見ると、知的障害のある人、精神障害のある人は増加傾向にあります。

■枚方市における療育手帳、精神保健福祉手帳交付状況



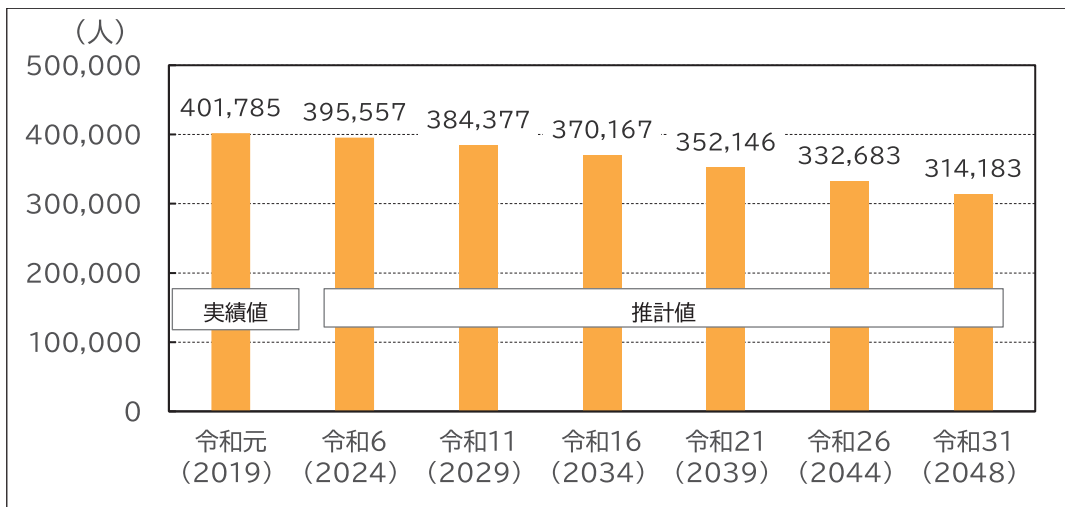
出典：枚方市事務概要(各年3月末日現在)

(4)推計人口と推計人口における高齢者人口と高齢化率

本市の人口は、平成 24 年をピークに微減傾向が続いていますが、「枚方市人口推計調査報告書（令和 2 年 2 月）」において、令和元(2019)年から令和 11(2029)年までに約 17,400 人、令和 21(2039)年までに約 49,600 人、令和 31(2049)年までに約 87,600 人の減少が見込まれており、減少傾向が加速していくと予測されています。

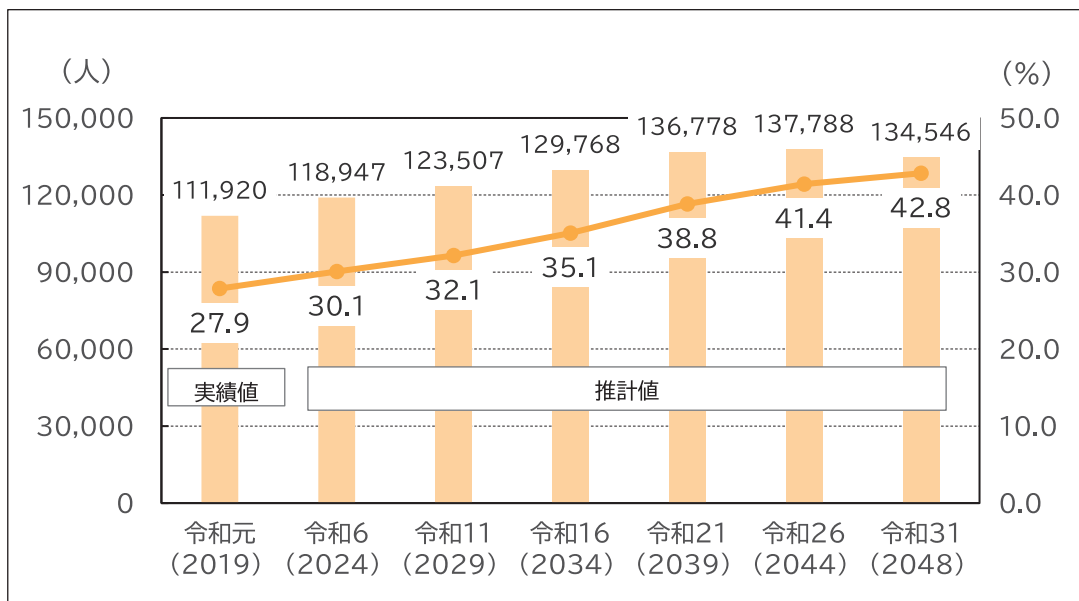
推計における高齢者人口と高齢化率の推移をみると、人口減少が進む一方で、高齢化率が着実に増加することが見込まれます。

■将来推計人口



出典:枚方市人口推計調査報告書(令和 2 年 2 月)

■将来人口推計における高齢者人口と高齢化率



出典:枚方市人口推計調査報告書(令和 2 年 2 月)

※ 令和元(2019)年 5 月 1 日の住民基本台帳人口(外国人を含む)をベースに、コーホート要因法による将来人口推計を行ったもの。

第2節 関係団体等調査

(1) 計画策定に向けた関係団体等調査について

本計画の策定にあたり、成年後見制度の利用促進に向けた取組に資することを目的として、令和2(2020)年8月に、関係団体等を対象とした成年後見制度の利用状況やニーズについての調査を実施しました。

本調査は、アンケート調査の手法で実施していますが、市民対象分を除き、関係団体等を代表して回答いただいております。実質的には下表区分での定性的な個別ヒアリングに類するものです。

対象団体は、「日頃から成年後見制度を含めた権利擁護に関する相談対応や支援を行っており、本市の成年後見制度に係る現状を把握するために意見を聴取することが必要と判断した団体」「今後、成年後見制度の利用促進に向けた地域連携の仕組みを構築するために協力が必要な団体」として選定しました。

なお、団体によって、成年後見制度との関わり方や立場が異なることから、下表の区分ごとに調査票の設問内容を変えて実施しました。

区分	関係団体等	
① 支援対象者の存在やニーズの把握に協力いただく団体	枚方市福祉団体連絡会	各団体
	枚方市コミュニティ連絡協議会	代表者
② すでに相談等の支援に関わっていたりしている団体	枚方市民生委員児童委員協議会	役員
	地域包括支援センター	各センター
	基幹相談支援センター	各センター
	障害者相談支援センター	各センター
	枚方市介護支援専門員連絡協議会	役員
	枚方市社会福祉協議会	
③ 対象者を受け入れている施設・病院	枚方市特別養護老人ホーム施設長会	各施設
	枚方市グループホーム連絡協議会	役員
	大阪精神医療センター	
④ 専門職団体	弁護士会(高齢者・障害者総合支援センターひまわり)	
	司法書士会(成年後見センター リーガルサポートおおさか)	
	行政書士会(コスモス成年後見サポートセンター 大阪府支部)	
	社会福祉士会(相談センター ぱあとなあ)	
⑤ 金融機関	主要 3 金融機関	
⑥ 市民	スマホアンケート回答者、市内地域包括支援センター来所者、枚方市役所来庁者	

(2)調査結果の概要

調査結果からみえた成年後見制度を取り巻く本市の概況・課題として、主に、成年後見制度のニーズは増加傾向にあること、制度利用者だけでなく支援関係者(各相談機関職員・行政職員・施設職員等)にも制度理解を進める必要があること、相談窓口や相談体制の充実を図る必要があること、費用の助成制度の充実を図る必要があること、後見活動の担い手の確保や理解を進める必要があることがわかりました。

また、それぞれの項目ごとにまとめた本市の主な概況・課題は以下のとおりです。

○ 制度ニーズの概況

- ・ 制度ニーズは増加傾向である。
- ・ 市民、福祉団体等は、金銭管理や諸手続きについて、将来の不安ごとと捉えている。
- ・ 支援者団体等では、相談者のうち1～2割程度が、成年後見制度を利用した方がよいと感じている。

○ 制度の認知

- ・ 市民の約65%に制度が一定認知されているものの、「よく知っている」と答えた割合は20%を下回っており、十分な制度理解には至っていない(ただし、地域包括支援センター来所者等が対象のため、一般より認知度は高いと想定できる)。
- ・ いっそうの制度周知・広報が必要である。
- ・ 支援関係者(行政職員・各相談窓口職員・施設職員等)によって、知識・理解・経験に差があるため、制度の理解促進が求められている。

○ 制度の利用

- ・ 多くの方が、手続きの負担が大きいと感じている。
- ・ 相談窓口や相談体制の充実が求められている。
- ・ 一部の支援関係者は、市長申し立てが積極的に行われていないと感じている。
- ・ 多くの支援関係者が、専門職や関係機関との連携強化の必要性を感じている。

○ 費用の負担

- ・ 多くの方が、費用負担が大きいと感じている。
- ・ 費用の助成制度の充実が求められている。

○ 後見活動の担い手

- ・ 将来的に後見活動の担い手不足が懸念されている。
- ・ 市民後見人についての周知、理解促進が望まれている。
- ・ 制度利用者の財産状況により、後見人が報酬を適切に受け取れないケースがある。

第3節 枚方市の成年後見制度に係わる動向

(1) 成年後見制度の利用状況

① 成年後見制度の利用者数

近年の枚方市の成年後見制度利用者数は増加傾向にあり、令和元(2019)年では合計で687人、このうち後見が553人、保佐が105人、補助が29人となっており、利用者数はすべての類型で増加傾向にあります。

内訳では、例年、後見類型が最も多く、全体の約8割を占めていることから、社会生活上大きな支障が生じない限り成年後見制度があまり利用されていないことがうかがえます。

■ 枚方市の成年後見制度利用者数の推移 (単位:人)

	法定後見			合計
	後見	保佐	補助	
H29 (2017)	538	84	25	647
H30 (2018)	543	95	27	665
R1 (2019)	553	105	29	687

出典:大阪家庭裁判所「成年後見制度の概況」(各年12月末日現在の概数)

② 市長申し立て件数の推移

障害者よりも高齢者に係る申し立てが多く、申し立て件数は漸増しているものの、顕著な増加傾向とはいえない推移状況です。

■ 枚方市の市長申し立て件数 (単位:人)

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
障害者	0	2	1	0	1
高齢者	4	2	3	6	9
計	4	4	4	6	10

出典:枚方市事務概要(各年3月末日現在)

(2) ニーズについて

本市の人口推移と高齢者の状況を見ると、人口がほぼ横ばいであるのに対し、高齢化率は増加傾向にあり、認知症高齢者や高齢者世帯が増加することが見込まれます。また、療育手帳や精神保健福祉手帳の交付数も増加傾向を示しています。これらのことから、判断能力が不十分なことによって支援が必要な人を社会全体で支える権利擁護の仕組みや体制が一段と必要になることが見込まれ、成年後見制度の必要性(ニーズ)は確実に高まっていくことが予想されます。

しかし、成年後見制度の利用の現状をみると、制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して制度利用者が著しく少ない状況にあり、必要な人が制度を利用できていないことが危惧されます。

本市の現状においても、病院や銀行などで成年後見制度を利用したほうが良いと考えられる人が増加していること、また、社会生活上の大きな支障が生じない限り成年後見制度が利用されないといった状況にあることから、潜在的ニーズがあることがうかがえます。

成年後見制度は、すべての人に当たり前に保障されるべき「住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送る」ことができるよう、本人の権利を守る重要な役割を担うものであることから、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、取組を進める必要があります。

(3) 認知度や支援者の知識経験について

成年後見制度についての市民の認知・関心は高いとはいえない状況にあります。また、成年後見制度の利用に係る手続きや経済的な負担の大きさ、権利の制限などのマイナスイメージを抱いている人が多いことから、成年後見制度を広く周知し、多くの人々が正しく理解できるよう取組を進めることが急務です。

支援関係者(各相談機関職員・行政職員・施設職員等)においても、成年後見制度に関する知識や制度に関する理解度や経験に個人差があるため、権利擁護を踏まえた適切な支援につなげるためには、支援関係者を対象とした研修等の制度の理解促進に係る取組が必要です。

(4)相談・支援体制について

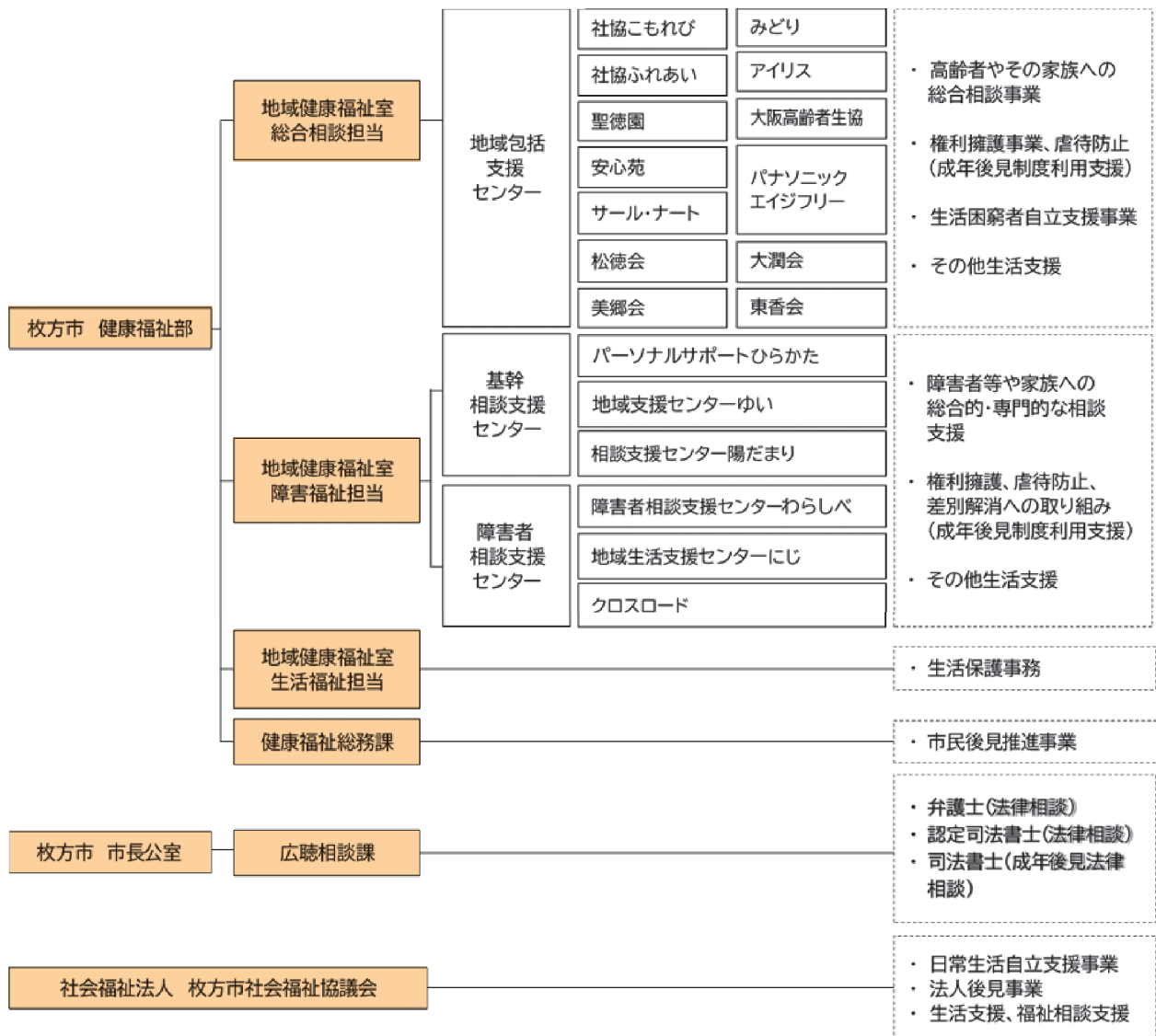
① 制度に係る相談・支援の体制

本市の成年後見制度の相談・支援体制は、下図のとおりです。

本市の健康福祉部地域健康福祉室(健康福祉総合相談担当・障害福祉担当)が、成年後見制度に係る市長申し立ての担当窓口となっているほか、地域包括支援センターや障害者に係る基幹相談支援センター、枚方市社会福祉協議会など、各相談窓口において、それぞれで権利擁護に関する相談対応・支援を行っています。

一方で、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談窓口が不明確で、「どこに相談したらいいのかわからない」といった声も多くあるとともに、各相談窓口間の連携が不十分といった課題があります。

■ 現在の枚方市における相談・支援体制



② 枚方市地域包括支援センターにおける相談

市内13カ所にある地域包括支援センターでは、日頃から高齢者の生活に密着した相談対応を行っており、毎年300件程度の成年後見に関する相談が寄せられています。本市では、地域包括支援センターから各種相談内容別に実績報告を受けていることから、成年後見制度及び制度利用に関連が深い認知症相談の実績を把握しています。

相談実績に占める成年後見制度に関する割合は横ばいですが、認知症相談に関する割合は増加傾向にあることから、権利擁護に関するニーズが高まっていることがわかります。

■ 枚方市地域包括支援センターの相談状況

年度	全相談件数	成年後見相談		認知症相談	
		件数	割合	件数	割合
H29 (2017)	24,243 件	300 件	1.2%	1,045 件	4.3%
H30 (2018)	24,404 件	305 件	1.2%	1,111 件	4.6%
R1 (2019)	26,134 件	312 件	1.2%	1,397 件	5.3%

※ 相談内容が主となる相談をもとに集計しているため、認知症相談においても、成年後見制度の内容もあわせて相談をされている場合もある。

出典：地域包括支援センター実績報告(各年度末時点)

③ 枚方市専門相談

近年、相談のニーズが高まっていることから、本市では、広聴相談課(市民相談コーナー)において司法書士による成年後見制度に関する専門相談を、リーガルサポート大阪の協力のもと、令和2年度から月4回に拡充しました。(下記の表参照) また、様々な相談において、成年後見に関するニーズを把握し、週に1回の司法書士相談だけでなく、週に2回の弁護士相談(要予約)や、認定司法書士相談(要予約)へつなぐことで、毎日相談ができる体制にしています。その他、年1回、市・市社協・リーガルサポート大阪の共催で、相談会を開催しています(直近では60 枠全て受付あり)。相談受付状況から、今後も引き続き、成年後見制度及び本事業の周知・啓発の必要があると考えます。

■ 枚方市専門相談(広聴相談課事業)

年度	成年後見相談		
	件数	相談枠	割合
H29(2017)	37	46	80.4%
H30(2018)	29	42	69.0%
R1(2019)	42	44	95.5%

※令和元年度までは月2回の実施による相談実績

出典：枚方市事務概要(各年度末時点)

(5)成年後見制度利用者の助成状況

① 成年後見制度利用支援事業(市長申し立て費用の助成)

本市では、成年後見制度利用支援事業として、平成 13 年度から、成年後見制度を利用する必要があるにもかかわらず、費用負担が困難なため利用することができない場合に、「成年後見制度に基づく市長の審判請求に関する要綱」に基づき、成年後見制度の利用に係る市長申し立てを行った場合の費用(収入印紙代、登記手数料、郵便切手代、鑑定料など)の全部または一部を助成しています。

近年の助成実績については、下表のとおりとなっています。

■ 枚方市の市長申し立て費用の助成

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
障害者	0 件 一円	2 件 13 千円	1 件 6 千円	0 件 一円	1 件 6 千円
高齢者	4 件 20 千円	2 件 5 千円	3 件 27 千円	6 件 34 千円	9 件 47 千円
計	4 件 20 千円	4 件 18 千円	4 件 33 千円	6 件 34 千円	10 件 53 千円

出典：枚方市健康福祉部(各年 3 月末日現在)

② 成年後見制度利用支援事業(後見人報酬への助成)

本市では、成年後見制度利用支援事業として、「枚方市成年後見制度利用支援金交付要綱」に基づいて、平成 27 年度から成年後見人等への報酬に対し、支援金を交付しています。対象は、市長申し立てによる成年後見制度を利用されている方のうち、生活保護受給者またはそれに準ずる方です。

この支援金には上限額が定められており、在宅生活者に対しては、月額 28,000 円、施設入所者は、月額 18,000 円としています。

本助成制度の対象を、市長申し立てによる成年後見制度利用者に限定しており、後見人への報酬に係る経済的負担を訴える声が多く、制度の利用に至らない理由のひとつと考えられます。

■ 枚方市の後見人への報酬助成

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
障害者	0 件 一円	1 件 165,240 円	0 件 一円	1 件 165,770 円	1 件 216,000 円
高齢者	0 件 一円	1 件 133,920 円	0 件 一円	2 件 378,000 円	4 件 809,008 円
計	0 件 一円	2 件 299,160 円	0 件 一円	3 件 543,770 円	5 件 1,025,008 円

出典：枚方市健康福祉部(各年 3 月末日現在)

(6) 成年後見制度の担い手

今後、支援の必要な高齢者や障害者の増加が見込まれる一方で、少子高齢化が進み、成年後見制度の受け皿となる担い手の不足が懸念されています。

最高裁判所事務総局家庭局による「成年後見関係事件の概況」では、成年後見制度の担い手のうち、78.2%が親族以外の後見人であり、これに対して親族後見人の割合は21.8%と低くなっています。

また、親族以外の後見人のうち、司法書士が37.7%、次いで弁護士が27.8%と割合が高くなっています。弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職後見人の数には限りがあるとともに、少子高齢化に伴い、後見人となる親族も減少することが予想されます。このような状況の中、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人となる「法人後見」や、専門職や親族以外の市民の立場で後見活動を行う「市民後見人」などの、後見活動の担い手の確保が必要です。

■ 成年後見人等と本人との関係

	件数	割合
合計	35,709	100.0%
親族	7,779	21.8%
親族以外	27,930	78.2%



	件数	割合
親族以外	27,930	100.0%
弁護士	7,763	27.8%
司法書士	10,539	37.7%
社会福祉士	5,133	18.4%
行政書士	976	3.5%
市民後見人	296	1.1%
その他	3,223	11.5%

出典：最高裁判所事務総局家庭局
「成年後見関係事件の概況(平成31年1月～令和元年12月)」

① 親族後見人

成年後見人等は本人に代わって財産管理や契約などを行うとともに本人が自分らしい生活を送ることができるよう身上保護を行うため、本人の性格や家庭の事情をよく把握している親族が後見人になることは、後見活動を円滑に行えるという側面があります。一方で、制度の趣旨を十分理解できていないことによる不正やトラブルも生じています。

本人の権利擁護を支援していくためには、親族後見人を支援する取組も必要です。

■ 親族後見人等の内訳

	件数	割合
親族	7,779	100.0%
配偶者	631	8.1%
親	566	7.3%
子	4,092	52.6%
兄弟姉妹	1,170	15.0%
その他親族	1,320	17.0%

出典：最高裁判所事務総局家庭局
「成年後見関係事件の概況(平成31年1月～令和元年12月)」

②法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいいます。一般的に法人の職員が法人を代理して後見事務を行うため、担当職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を長期的・安定的に継続して行うことができるという利点があります。

法人が後見活動を行っている実績はまだまだ少ない状況ですが、今後支援が必要な人が増加傾向にある中で、後見活動の担い手として期待が高まっており、後見活動を行う法人の増加につながる取組や法人への支援を行う必要があります。

③ 市民後見人

市民後見人とは、市区町村等が実施する市民後見人養成研修を修了するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人をいい、報酬を前提としない(大阪府市民後見人活動の基準に基づく)後見活動を担います。例えば、後見人となる親族がいないような場合でも、地域の身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見活動を進めることができる強みがあります。また、地域社会において権利擁護の意識を高め、成年後見制度の普及を図るとともに地域福祉の推進を担う役割が期待されています。

本市では、平成 28 年度より市民後見人の養成を行っており、「大阪府市民後見人バンク制度」を運営する大阪府社会福祉協議会(大阪成年後見センター)へ委託し、将来、市民後見人として活動する人材を養成し、円滑に活動を行えるサポート体制の整備に努めています。

平成28年度に養成講座を修了した市民後見人バンク登録者は11人で、その後令和元(2019)年度までに20人の登録がありましたが、「大阪府市民後見人バンク制度」に基づく上限年齢(70歳未満)に達したなどの理由により、現時点の登録者は10人となっています。令和 2(2020)年 10 月現在、市民後見人に選任され活動している実績はありません。

■ 枚方市の市民後見人バンクの登録者数

年度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	延べ 登録者数	退会者数	現 登録者数
登録者数	11人	4人	2人	3人	20人	10人	10人

■ 市民後見人バンク登録者・選任状況(大阪府内中核市)

	枚方市	高槻市	東大阪市	豊中市	八尾市
養成者数	20人	36人	39人	39人	35人
現登録者数	10人	16人	25人	20人	26人
受任件数	0件	6件	5件	10件	9件

※市民後見人バンク制度を実施している中核市のみを記載

出典：大阪府社協「大阪府市民後見人バンク登録者・選任状況(令和 2 年 10 月 16 日現在)」

第4節 計画課題

計画策定の背景、枚方市の概況やアンケート調査結果、また、これらを踏まえて出された枚方市社会福祉審議会での意見等を総合的に勘案して、本計画の課題を次の4点に整理しました。

課題①：成年後見制度の認知度・理解度の向上

成年後見制度が導入されて20年が経過したところですが、市民の認知度や関心は高いとはいえません。また、成年後見制度の利用に係る手続きや経済的な負担の大きさ、権利の制限などのマイナスイメージを抱いている人が多い状況から、成年後見制度を広く周知し、多くの人々が正しく理解できるよう取組を進めることが急務です。また、支援関係者（各相談機関職員・行政職員・施設職員等）においても、成年後見制度に関する知識や制度に関する理解度や経験に個人差があるため、権利擁護を踏まえた適切な支援につなげるためには、支援関係者を対象とした研修等の制度の理解促進に係る取組が必要です。

課題②：権利擁護に係る相談体制・支援体制の整備

支援の必要な人の相談窓口として、枚方市役所の各部署をはじめ、地域包括支援センターや障害者に係る基幹相談支援センター、枚方市社会福祉協議会等があり、それぞれで権利擁護に関する相談対応・支援を行っていますが、一部の各相談窓口間において連携が十分に図れていない状況です。一方で、多くの支援関係者が、専門職や関係機関との連携強化の必要性を感じています。また、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談窓口が不明確で、「どこに相談したらいいのか分からない」といった声が多くあります。また、成年後見制度の利用者数の内訳で後見類型が最も多い状況から、社会生活上大きな支障が生じない限り成年後見制度が利用されていないこと、また、支援が必要な人に早期の段階で必要な支援が届いていない現状から、権利擁護に係る相談体制・支援体制の整備が求められています。

課題③：成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減

後見人への報酬について、経済的負担を訴える声があり、制度の利用に至らない理由のひとつと考えられます。また、本市における助成制度は、申し立て費用及び後見人への報酬のいずれも「市長申し立て」を対象としていることから、限定的な助成制度となっています。

課題④：将来的な成年後見制度の担い手の確保、後見人の権利擁護意識や福祉的視点の向上

今後、支援の必要な高齢者や障害者の増加が見込まれる一方で、少子高齢化に伴い、後見人となる親族が減少することが予想されるとともに、専門職後見人の数には限りがあることから、成年後見制度の受け皿となる担い手の不足が懸念されています。また、将来的に増加が見込まれている成年後見制度の需要に対応するためにも、市民が地域で支え合い共生していくことのできる地域づくりを進める必要があります。このような状況を踏まえ、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人となる「法人後見」や、専門職や親族以外の市民の立場で後見活動を行う「市民後見人」などの、後見活動の担い手の確保が必要です。あわせて、本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用のためには、権利擁護意識や福祉的視点の醸成など、後見人の能力の向上が求められています。

第1節 基本理念

本計画の上位計画である「枚方市地域福祉計画(第4期)」の考え方を前提として、第2章で示した計画課題を踏まえ、本計画の理念を次のとおりとします。

権利と利益を守り 誰もが安心して自分らしく暮らせるまち

第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3点を基本目標とします。

目標1: 認め合い支え合う地域づくりのための体制整備

支援を必要とする人が、成年後見制度を利用して自分らしい生活を送るためには、お互いを認め合い支え合うことのできる地域づくりが求められます。そのためには、本人・支援関係者・地域住民等が、成年後見制度を正しく理解し、連携する仕組みを整備することが必要です。

目標2: 制度利用者本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用

成年後見制度は、権利擁護における重要な手段のひとつであり、本人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう支援するものです。そのためには、本人の意思を丁寧に汲み取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援と身上保護を重視した運用が求められます。

目標3: 制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善

成年後見制度の利用促進を図るためには、制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善が必要です。そのためには、本人の身近な親族や福祉・医療・地域等の支援関係者、後見人が連携して支援を行う仕組みづくりや、経済的な理由で制度を利用できないといったことがないように助成制度の拡大などが求められます。

第3節 施策の体系

基本理念のもとで目標達成を図るため、以下の4点を施策として、相乗効果を生み出しながら、具体的な取組の展開を図ります。

基本理念

権利と利益を守り 誰もが安心して自分らしく暮らせるまち

基本目標

- ① 認め合い支え合う地域づくりのための体制整備
- ② 制度利用者本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用
- ③ 制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善

施 策

① 制度の理解促進

② 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

③ 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡大

④ 制度の担い手の確保及び能力の向上

第1節 制度の理解促進

地域社会全体に、権利擁護とその手段のひとつとしての成年後見制度についての理解が浸透する必要があります。そのため、市民を対象として、多様なツールを活用した広報・啓発活動を行うとともに、行政職員や関係団体職員など支援関係者を対象として研修を実施するなど、成年後見制度の理解促進を図ります。

(1)市民へ向けた広報・啓発活動 <重点施策>

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
① 広報・啓発活動の推進	SNS (Twitter、Facebook、LINE等)、広報紙、チラシ・パンフレット、ホームページ等の多様な広報ツールを活用して、広報・啓発活動を展開します。また、支援を必要とする人に情報が届くよう、チラシ・パンフレット等を用いた啓発活動を、市と関係機関が一体で行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度を正しく理解している人が増えている。
② 啓発事業の実施(市民向け)	市民を対象として、成年後見制度に係る啓発事業を実施します。また、行政による企画事業だけでなく、地域等からの要望に応じた出張講座等の事業も実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の必要な人に情報や支援が届いている。

(2)関係者へ向けた広報・啓発活動 <重点施策>

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
③ 関係者への情報提供・共有化の推進	支援関係者に対する情報の提供や共有化を円滑に行うための仕組みを作り、運用します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度を正しく理解している支援者が増えている。
④ 啓発事業の実施(支援関係者向け)	支援関係者を対象とした研修会等の啓発事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の必要な人に情報や支援が届いている。

第2節 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

権利擁護に係る相談窓口を集約化・明確化し、市民や支援関係者などが安心して相談できる体制を整備します。その要となる中核機関として「(仮称)枚方市権利擁護(成年後見)支援センター」を設置するとともに、協議会を設置して関係団体間のネットワークの構築と連携強化を進め、チームによる本人支援体制を整備します。

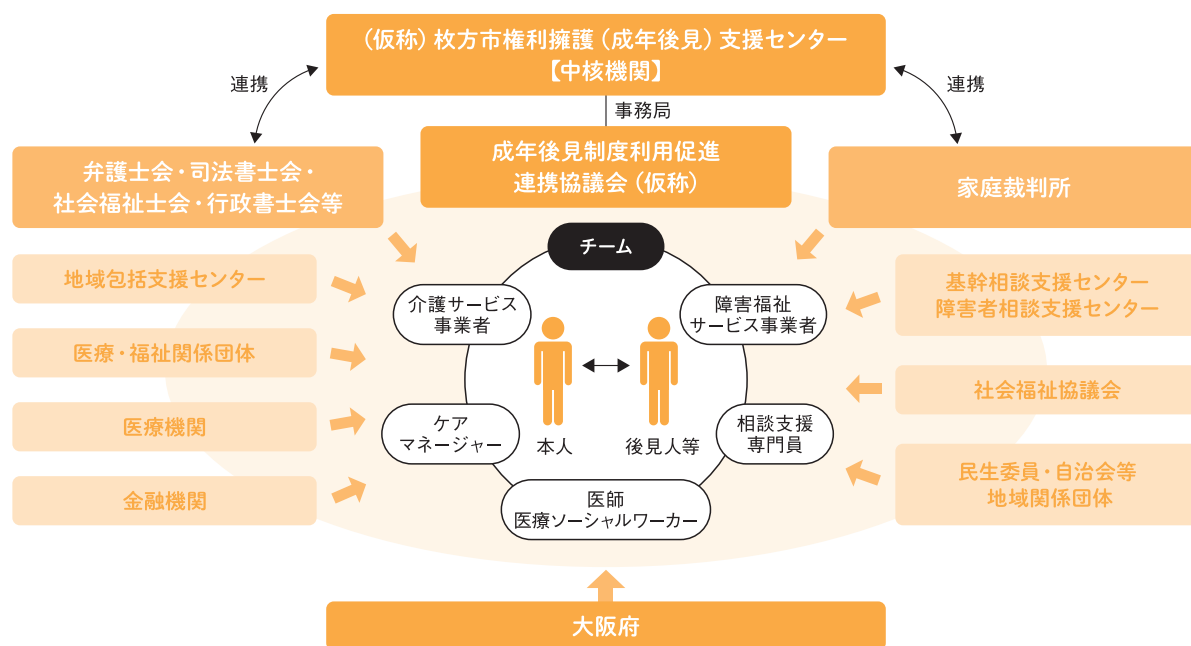
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 <重点施策>

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする人を、早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。

このために、チーム(本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等)、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークを構築します。

さらに、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に体制を整備します。

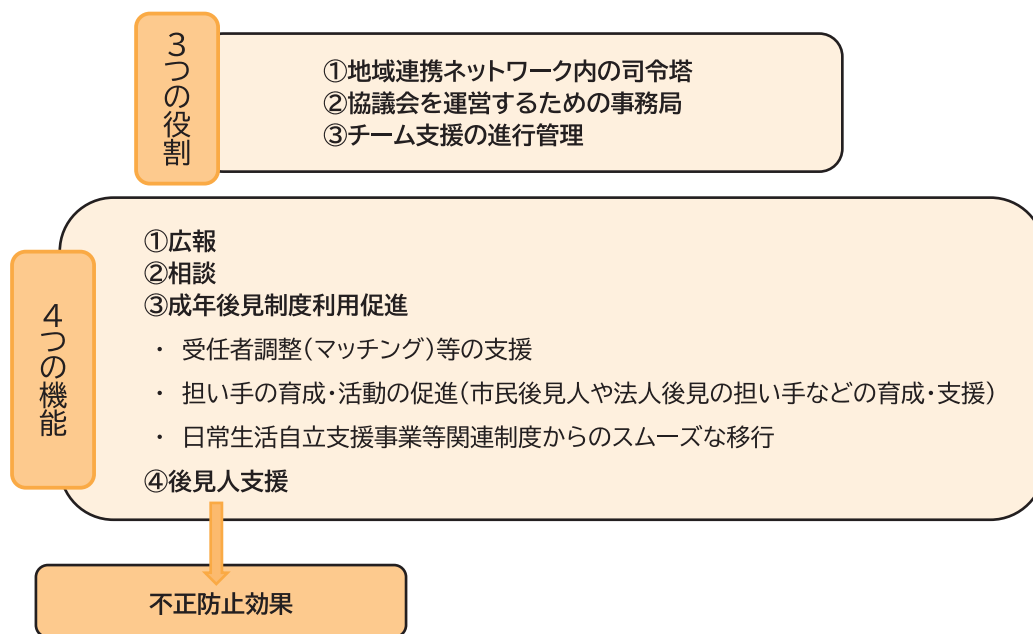
枚方市地域連携ネットワークのイメージ



① 中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークの中核となる機関(以下「中核機関」とする。)を、「(仮称)枚方市権利擁護(成年後見)支援センター」として設置し運営します。

中核機関は、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の4つの機能を有し、これらの機能を果たすために、地域連携ネットワーク内での司令塔としての役割、協議会を運営する事務局としての役割、チーム支援の進行管理を行う役割を担います。また、4つの機能のうち、特に「④後見人支援」機能が効果的に働いた際の副次的効果として、「不正防止効果」が期待できます。



② 成年後見制度利用促進連携協議会(仮称)の開催

チームへの適切な支援体制の整備、困難なケースにも適切に対応できる体制整備、多職種間での更なる連携強化を目的として、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体として、「成年後見制度利用促進連携協議会(仮称)」を設置し開催します。

③ 制度利用者と後見人を支えるチームの形成

支援を必要とする人(本人)が自分らしい生活を送れるよう、本人により関わりの深い専門職団体や関係機関が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う「チーム」を形成します。

「チーム」は、後見等開始前は、地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援に結び付ける(本人と社会との関係性を修復・回復させる)機能を果たします。

後見等開始後は、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況ができる限り継続的に把握し、対応する役割を果たします。

④ 地域連携ネットワークによるチェック

地域連携ネットワークにおいて中核機関の機能(広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能)を充実させることの副次的効果として、親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期把握といった、不正防止効果を発揮します。

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
① ネットワークの構築	協議会を構成する中核機関やその他の関係団体からなる、権利擁護のネットワークを構築します。	制度を必要とする人を利用につながるネットワークができている。
② 協議会の組織化及び運営	法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者等により構成される協議会を組織・運営します。	構成団体が協力、連携し、チーム支援及び地域課題の検討・調整・解決を行うとともに、各団体の取組状況を把握している。
③ チーム支援についての検討及び実施	チーム支援の方策を検討し、支援体制を作ります。	相談機関及び法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人を支えるチームへの支援を実施している。
④ 家庭裁判所との情報交換・調整	制度運用にあたり、家庭裁判所との情報交換・調整を密に行います。	家庭裁判所と調整の上で適切な制度運用がされている。
⑤ 中核機関の機能についての検討及び設置運営	中核機関の機能、人員等組織体制について検討し、設置・運営します。	上記②～④に加え、利用者と本人を支えるチーム支援、協議会の運営及び成年後見等受任者の調整を行っている。
⑥ 広報事業の実施	市民向け講演会及び事業者向け説明会等を開催し、制度について周知を行います。	市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、利用につながっている。
⑦ 相談事業の実施	中核機関に常設の相談窓口を設置するとともに、必要に応じて専門職による相談会を実施します。	制度に関する専門的な相談窓口として、中核機関が機能している。

第3節 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の拡大

本人・家族等の経済的な理由で成年後見制度が利用できないといった状況がないよう、申し立て費用の助成と後見人への報酬助成の対象拡大について検討・改善を行います。

(1) 申し立て費用の助成

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
申し立て費用の助成	助成制度の対象の拡大に向けて、検討を行い改善します。	経済的な理由で、成年後見制度を利用できない人がいなくなる。

(2) 後見人等への報酬助成

【取組一覧】

主な取組	取組内容	目指す姿
後見人等への報酬助成	助成制度の対象の拡大に向けて、検討を行い改善します。	経済的な理由で、成年後見制度を利用できない人がいなくなる。

第4節 制度の担い手の確保及び能力の向上

成年後見制度の担い手を確保するため、制度の新たな担い手となる市民後見人を養成・育成するとともに、親族後見人に対する相談支援や法人後見への支援を行います。あわせて、本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用に資するため、権利擁護意識や福祉的視点の醸成につながる後見人としての能力の向上に係る取組を実施します。

(1)後見人の育成・支援

① 市民後見人の養成・支援

今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応するためにも、市民の自主活動を通じて地域でともに支えあい、共生していく社会の実現に向けて、支援の担い手としての市民後見人の養成を行うとともに、受任に向けたフォローアップ研修を行うなど育成についても努めます。

② 親族後見人への支援

親族後見人に対し、相談対応を行うとともに、制度に対する情報提供や研修会の案内などにより孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるように支援します。

③ 法人後見への支援

公共性、継続性が高い法人後見活動については、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また関係機関との連携調整も図りやすいことから、市民が安心して制度利用ができるよう機能の強化、また、成年後見制度の担い手の確保の一環として支援していきます。

【取組一覧】

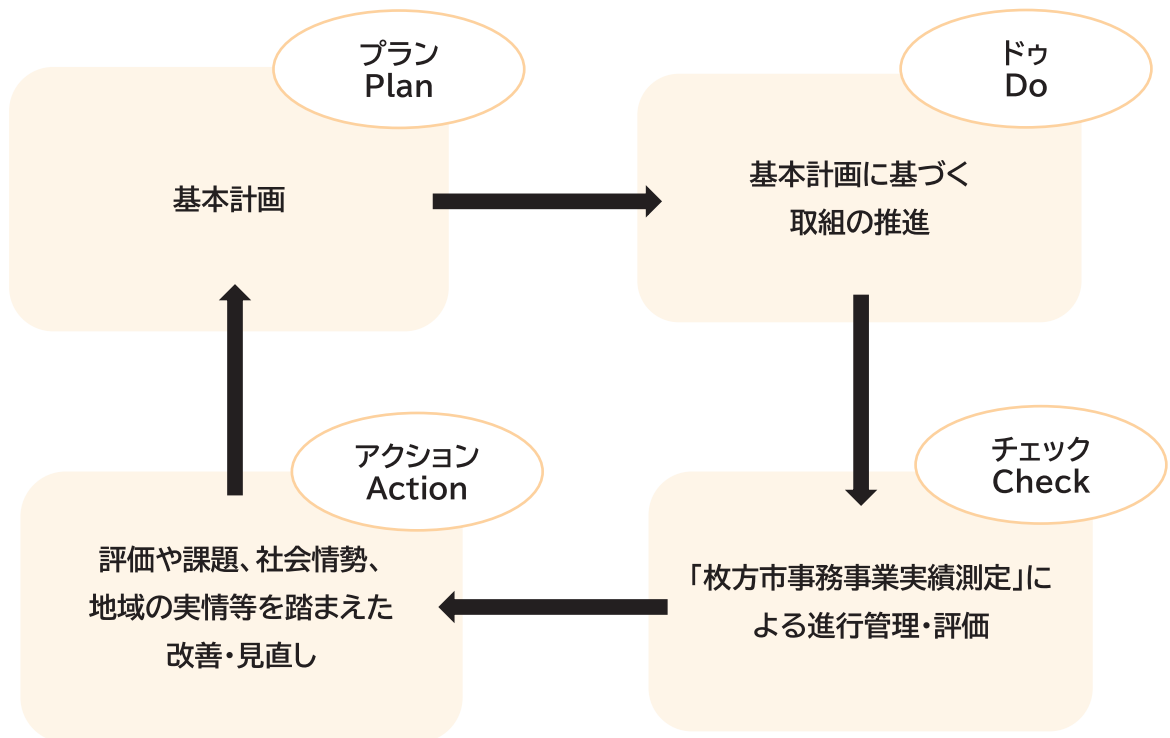
主な取組	取組内容	目指す姿
① 市民後見人の養成・支援	市民後見人養成研修を実施し市民後見人を養成するとともに、市民後見人バンク登録者への研修を実施します。また、受任後の活動支援を行います。	・市民後見人養成バンク登録者が増えている。 ・市民後見人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。
② 親族後見人への支援	親族後見人に対する相談対応や情報提供等の支援を行います。	親族後見人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。
③ 法人後見への支援	法人後見に関する周知及び法人後見を行う事業所の増加に向けた啓発事業を実施します。	・後見活動を行う法人が増えている。 ・法人が市及び関係機関の支援の下に、利用者の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行っている。

主な取組	取組内容	目指す姿
④後見人としての能力の向上に係る取組の実施	後見人としての能力向上に関する情報提供や研修会等を実施します。	・後見人の権利擁護意識、福祉的視点が醸成され、本人の意思決定支援と身上保護を重視した後見活動を行っている。

本計画については、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「枚方市事務事業実績測定(※)」に基づき、枚方市社会福祉審議会(本審)において、毎年度進行管理及び評価を行います。

また、PDCA(Plan, Do, Check, Action)サイクルにより、本計画に基づく取組を関係機関・団体等と連携のうえ推進し、枚方市地域連携ネットワークにおいて把握した地域課題についての検討を行うなど、社会情勢や地域の実情も踏まえ、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

※「枚方市事務事業実績測定」とは、枚方市の行政活動において事務事業ごとに投入したコストや人員とともに、施策目標の達成に向けての実績度(有効度)を把握するために実施している確認方法です。



資料編

枚方市社会福祉審議会(本審)及び枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会、 高齢者福祉専門分科会 開催経過	〈1〉
枚方市社会福祉審議会 委員名簿	〈2〉
枚方市社会福祉審議会への諮問	〈3〉
枚方市社会福祉審議会からの答申	〈4〉
市民を対象としたアンケート結果	〈5〉
関係法令「成年後見制度の利用の促進に関する法律」	〈12〉
用語解説	〈16〉

枚方市社会福祉審議会(本審)及び
枚方市社会福祉審議会障害福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会 開催経過

開催日	会議名称	主な案件名
令和2年 5月15日 ～6月4日	第1回 社会福祉審議会(本審) 【書面会議】	・枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について(諮問)
9月9日	第3回 障害福祉専門分科会	・枚方市成年後見制度利用促進基本計画の骨子案について
9月29日	第2回 高齢者福祉専門分科会	
10月2日	第2回 社会福祉審議会(本審)	・枚方市成年後見制度利用促進基本計画の骨子案について
11月13日	第3回 社会福祉審議会(本審)	・枚方市成年後見制度利用促進基本計画の素案について
令和3年 1月19日	第4回 社会福祉審議会(本審) 【WEBによるオンライン 会議】	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市成年後見制度利用促進基本計画(素案)の市民意見聴取の結果について ・枚方市成年後見制度利用促進基本計画(案)について ・枚方市成年後見制度利用促進基本計画策定に係る答申(案)について

枚方市社会福祉審議会 委員名簿

【委員】

氏名	職	備考
上野谷 加代子	同志社大学名誉教授	委員長
所 めぐみ	関西大学教授	副委員長
肥田 時子	枚方市民生委員児童委員協議会会長	副委員長
明石 隆行	種智院大学教授	
安藤 和彦	ユマニテク短期大学特別招聘教授、京都西山短期大学客員教授	
石田 慎二	帝塚山大学教授	
大西 雅裕	神戸女子大学教授	
岡崎 成子	枚方市福祉団体連絡会会長	
河野 和永	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会役員	
佐藤 嘉枝	枚方市介護支援専門員連絡協議会副会長	
武 正行	枚方市社会福祉協議会会長	
富岡 量秀	大谷大学教授	
長尾 祥司	枚方市自立支援協議会	
橋本 有理子	関西福祉科学大学教授	
畑中 光昭	枚方地区人権擁護委員会委員	
原 啓一郎	弁護士	
藤本 良知	枚方市医師会名誉会長	
三田 優子	大阪府立大学准教授	
三戸 隆	枚方市医師会理事	

(委員長・副委員長以下、五十音順)

【臨時委員】

氏名	職	備考
関 容子	枚方市障害福祉サービス事業者連絡会	障害福祉専門分科会委員
眞下 益	枚方市老人介護者(家族)の会会長	高齢者福祉専門分科会委員

(五十音順)

●枚方市社会福祉審議会への諮問

健 総 第 96 号
令和2年(2020年)5月25日

枚方市社会福祉審議会
委員長 上野谷 加代子 様

枚方市長 伏見 隆

枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について（諮問）

標題の件に関し、「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」の策定について、社会福祉法（法律第四十五号）第7条第2項に基づき、諮問します。

●枚方市社会福祉審議会からの答申

令和3年(2021年)1月28日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市社会福祉審議会
委員長 上野谷 加代子

枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について（答申）

令和2年(2020年)5月25日付け健総第96号にて、本審議会に対して諮問のあった枚方市成年後見制度利用促進基本計画の策定について、これまでの本審議会での審議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。

記

1. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画（案）

別添のとおり

2. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画に関する附帯意見

枚方市成年後見制度利用促進基本計画の実施にあたっては、本計画で定めた内容を着実に推進していただきたい。その上で、以下の点に十分留意されたい。

(1) 地域連携ネットワークの構築について

地域連携ネットワークは、市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を担う仕組みであり、成年後見制度の利用促進にあたり要となる重要な取組である。このことを踏まえ、事務局を担う中核機関の設置・運営を含む地域連携ネットワークの構築にあたっては、構成団体・機関との密な連携により、機動力のあるネットワークとなるよう努めること。

(2) 後見人としての能力の向上について

本計画の基本目標である「制度利用者本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用」及び「制度利用者がメリットを実感できる制度運用への改善」を達成するためには、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、制度利用者本人の意思を丁寧に汲み取り、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面を重視し、制度利用者に寄り添った運用を行うことが重要である。このことを踏まえ、後見人の権利擁護意識や福祉的視点の醸成につながる取組を行うこと。

以 上

市民を対象としたアンケート結果

1. 調査の概要

(1) 調査目的

「枚方市成年後見制度利用促進基本計画」の策定にあたり、関係団体等を対象に、成年後見制度の利用状況やニーズを調査し、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みに資することを目的に実施したもの。

(2) 調査対象

市内地域包括支援センター来所者、枚方市役所来庁者等。

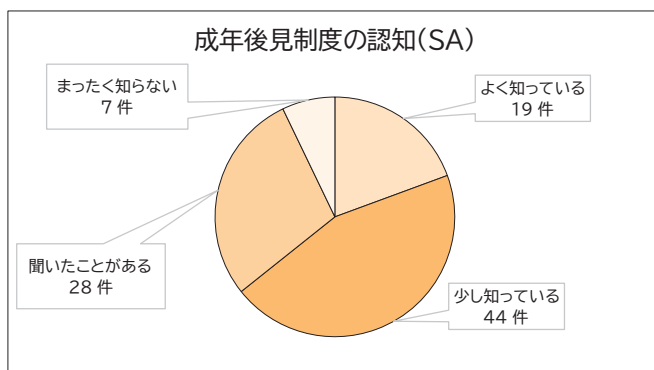
(3) 回答件数 98件

(4) 実施時期 令和2年8月

(5) 実施方法 来所者・来庁者への任意のアンケート調査及びスマホアンケート調査。

2. 調査結果

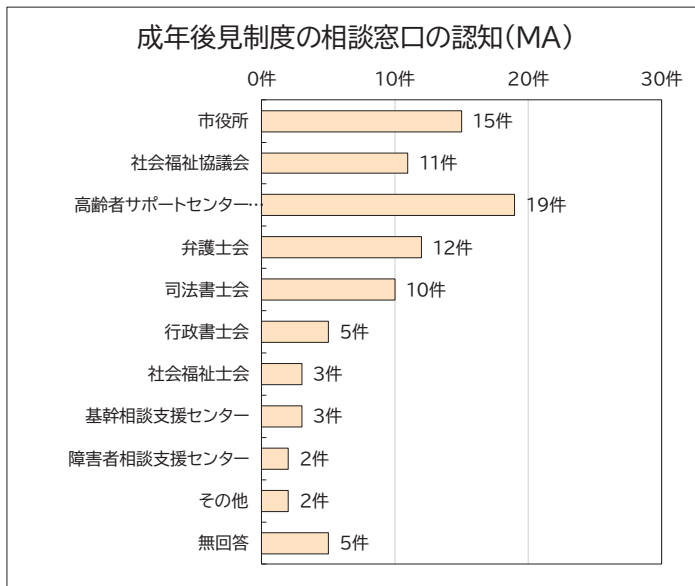
問1. 成年後見制度を知っていますか。(単数回答)



成年後見制度の認知(SA)

	実数	比率(%)
よく知っている	19	19.4
少し知っている	44	44.9
聞いたことがある	28	28.6
まったく知らない	7	7.1
計	98	100.0

問2. 成年後見制度の相談窓口として、知っている窓口はありますか。(単数回答)
 ※枚方市成年後見制度利用促進基本計画策定に向けたアンケート調査のみの設問

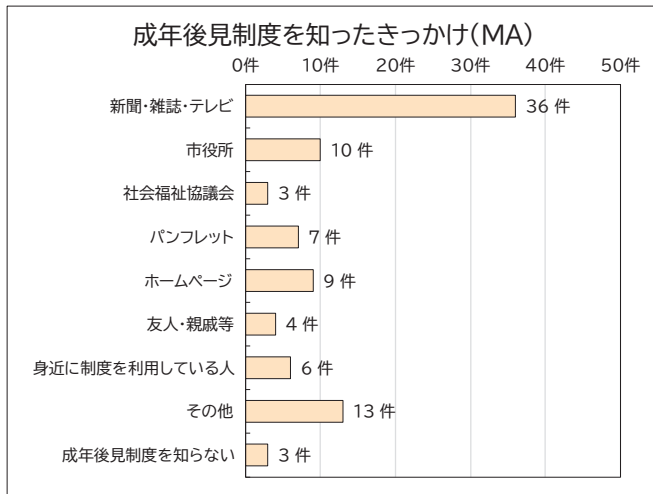


	n=30	
	実数	比率(%)
市役所	15	50.0
社会福祉協議会	11	36.7
高齢者サポートセンター (地域包括支援センター)	19	63.3
弁護士会	12	40.0
司法書士会	10	33.3
行政書士会	5	16.7
社会福祉士会	3	10.0
基幹相談支援センター	3	10.0
障害者相談支援センター	2	6.7
その他	2	6.7
無回答	5	16.7
延べ回答	87	290.0

(その他の記述)

法テラス、民間の後見センターに直接依頼

問3. 成年後見制度を知ったきっかけを次のうちから選んでください。(複数回答)
 ※スマホアンケート調査のみの設問

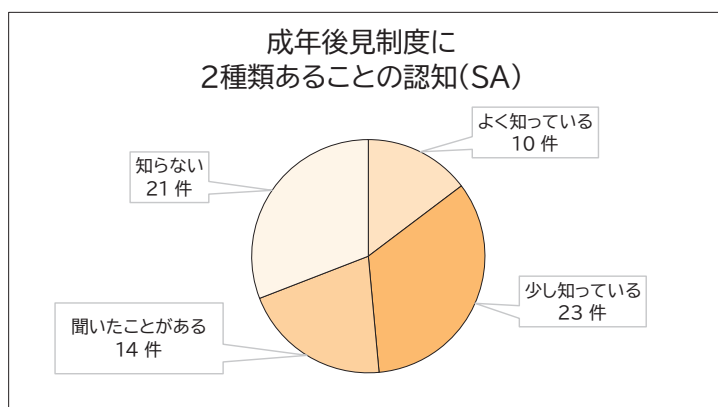


成年後見制度を知ったきっかけ(MA)

n= 68

	実数	比率(%)
新聞・雑誌・テレビ	36	52.9
市役所	10	14.7
社会福祉協議会	3	4.4
パンフレット	7	10.3
ホームページ	9	13.2
友人・親戚等	4	5.9
身近に制度を利用している人	6	8.8
その他	13	19.1
成年後見制度を知らない	3	4.4
延べ回答	91	133.8

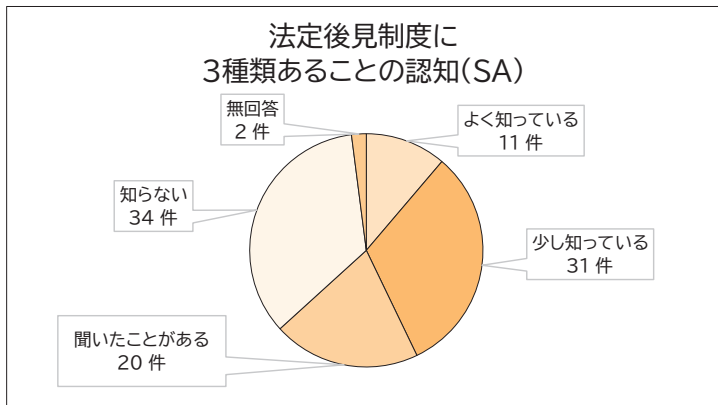
問4. 成年後見制度には、次の2つの種類があることを知っていますか。(単数回答)
 ※スマホアンケート調査のみの設問



成年後見制度に2種類あることの認知(SA)

	実数	比率(%)
よく知っている	10	14.7
少し知っている	23	33.8
聞いたことがある	14	20.6
知らない	21	30.9
計	68	100.0

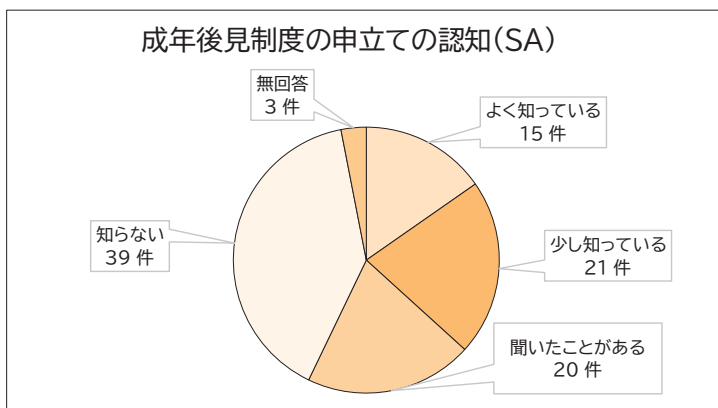
問5. 法定後見制度には、次の3つの種類があることを知っていますか。(単数回答)



法定後見制度に3種類あることの認知(SA)

	実数	比率(%)
よく知っている	11	11.2
少し知っている	31	31.6
聞いたことがある	20	20.4
知らない	34	34.7
無回答	2	2
計	98	100

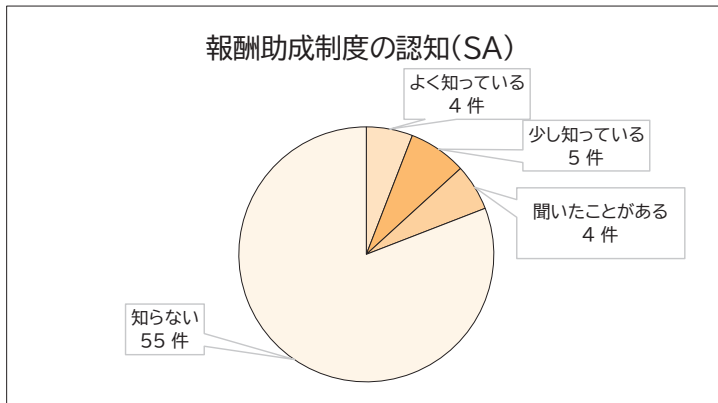
問6. 成年後見制度を利用するためには、本人の居住地を管轄する家庭裁判所への申立てが必要です。申立てできるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、市長などであることを知っていますか。(単数回答)



成年後見制度の申立ての認知(SA)

	実数	比率(%)
よく知っている	15	15.3
少し知っている	21	21.4
聞いたことがある	20	20.4
知らない	39	39.8
無回答	3	3.1
計	98	100.0

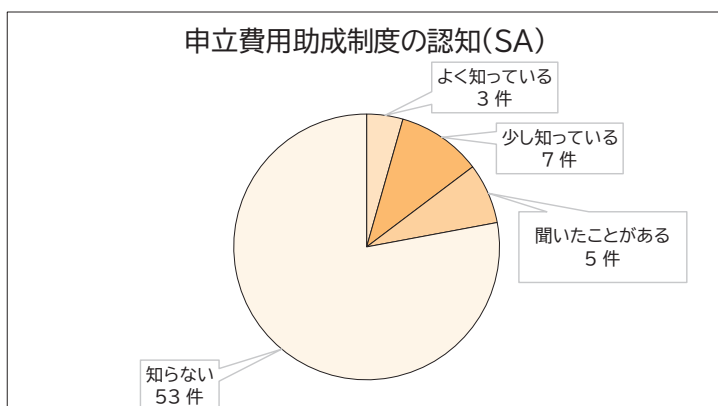
問7. 枚方市では、成年後見人等への報酬に対する費用の一部または全部を助成しています。対象は、市長申立てにより成年後見制度を利用している方のうち、生活保護受給者またはそれに準ずる方で、報酬額の上限は、在宅生活者は月額28,000円、施設入所者は月額18,000円です。この報酬助成制度を知っていますか。(単数回答)
 ※スマホアンケート調査のみの設問



報酬助成制度の認知度(SA)

	実数	比率(%)
よく知っている	4	5.9
少し知っている	5	7.4
聞いたことがある	4	5.9
知らない	55	80.9
計	68	100.0

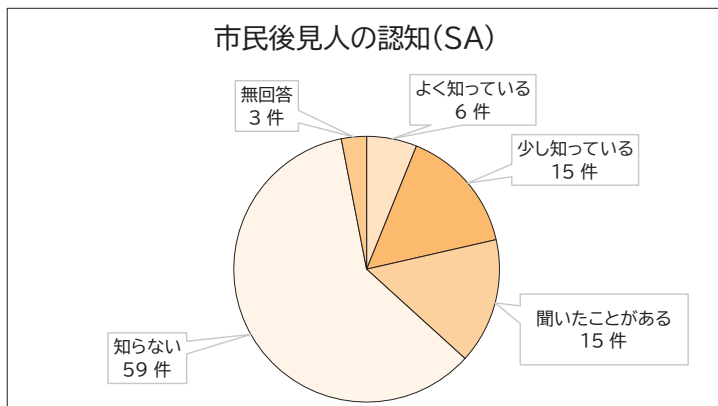
問8. 枚方市では、法定後見制度に基づく家庭裁判所への申立てに係る費用(収入印紙、鑑定費用等)を助成しています。対象は、枚方市に居住する市長申立てを行う方です。この申立費用助成制度を知っていますか。(単数回答)
 ※スマホアンケート調査のみの設問



申立費用助成制度の認知(SA)

	実数	比率(%)
よく知っている	3	4.4
少し知っている	7	10.3
聞いたことがある	5	7.4
知らない	53	77.9
計	68	100.0

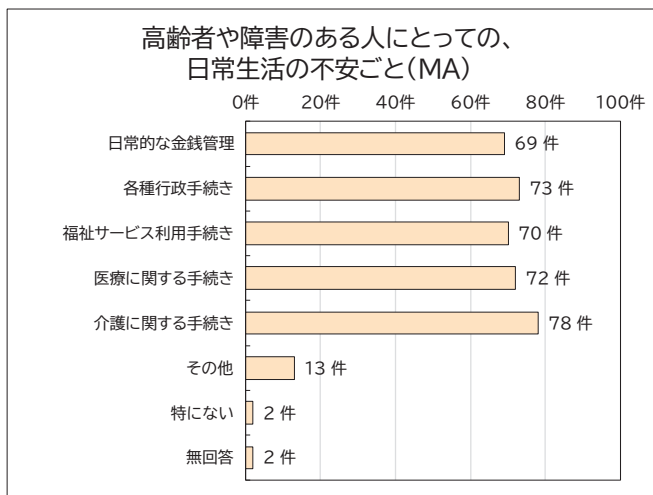
問9. 市民後見人について知っていますか。(単数回答)



市民後見人の認知(SA)

	実数	比率(%)
よく知っている	6	6.1
少し知っている	15	15.3
聞いたことがある	15	15.3
知らない	59	60.2
無回答	3	3.1
計	98	100.0

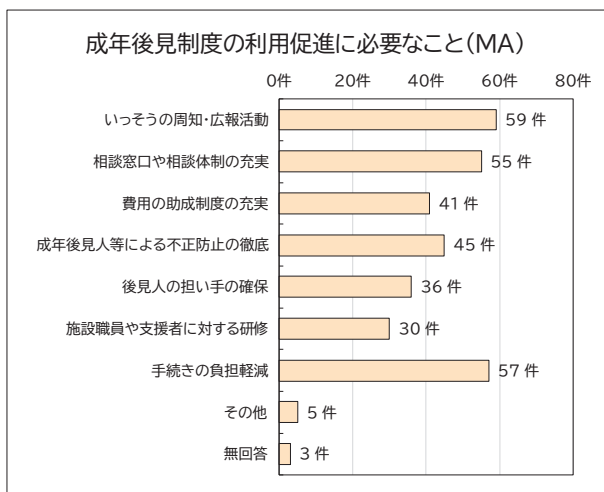
問10. 高齢者や障害のある方にとって、日常生活の中で不安に感じられると思われることを次のうちから選んでください。(複数回答)



高齢者や障害のある人にとっての、日常生活の不安ごと(MA)

	実数	比率(%)
日常的な金銭管理	69	70.4
各種行政手続き	73	74.5
福祉サービス利用手続き	70	71.4
医療に関する手続き	72	73.5
介護に関する手続き	78	79.6
その他	13	13.3
特にない	2	2.0
無回答	2	2.0
延べ回答	379	386.7

問11. 成年後見制度の利用の促進を図るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



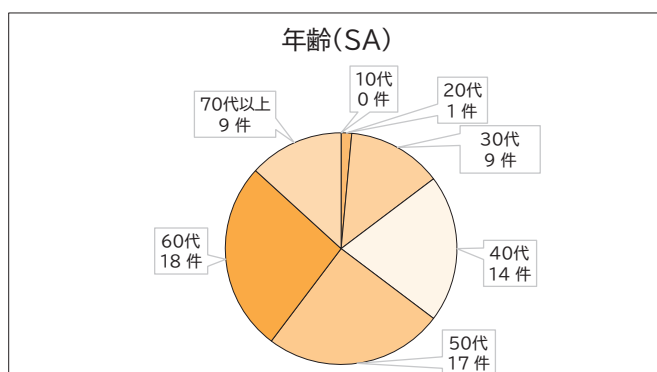
成年後見制度の利用促進に必要なこと(MA)

N= 98

	実数	比率(%)
いっそうの周知・広報活動	59	60.2
相談窓口や相談体制の充実	55	56.1
費用の助成制度の充実	41	41.8
成年後見人等による不正防止の徹底	45	45.9
後見人の担い手の確保	36	36.7
施設職員や支援者に対する研修	30	30.6
手続きの負担軽減	57	58.2
その他	5	5.1
無回答	3	3.1
延べ回答	331	337.8

問12. あなたの年齢についてお尋ねします。(単数回答)

※スマホアンケート調査のみの設問



年齢(SA)

	実数	比率(%)
10代	0	0
20代	1	1.5
30代	9	13.2
40代	14	20.6
50代	17	25.0
60代	18	26.5
70代以上	9	13.2
計	68	100.0

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成二十八年四月十五日)

(法律第二十九号)

第百九十回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二八年四月一五日法律第二九号

成年後見制度の利用の促進に関する法律をここに公布する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）

第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（平二八法二九・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的
人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、
成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重さ
れるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等
の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中か

ら成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

- 3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑

に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
- 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
- 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
- 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（平二八法二九・一部改正）

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処

理する。

(平二八法二九・全改)

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(平二八法二九・旧第六章繰上)

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十三条繰上)

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(平二八法二九・旧第二十四条繰上)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年政令第二一四号で、本文に係る部分は、平成二八年五月一三日から施行)

(平成三〇年政令第七四号で、ただし書に係る部分は、平成三〇年四月一日から施行)

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

用語解説

【あ行】

○SNS（エスエヌエス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サービスのこと。

【か行】

○禁治産・準禁治産制度

明治時代に作られた制度で、心神喪失または心神耗弱の常況にある人に対して、家庭裁判所が禁治産または準禁治産の宣告をして、本人に後見人または保佐人をつけること。

○現有能力

現在有している能力のこと。

○権利擁護

自己の権利やニーズを表明することの困難な高齢者や障害者等に代わって、援助者が代理となり、権利やニーズを表明し権利や利益を守ること。

○高齢化率

総人口に占める65歳以上人口の比率のこと。

【さ行】

○自己決定権

自らの生命や生活に関して、権力や社会の圧力等の他者からの干渉を受けることなく、本人自身が決定できる権利。

○市長申し立て

認知症や知的障害、その他の精神上的障害等により判断能力が不十分な人について、その方の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に、市長が申立人となり、家庭裁判所に成年後見開始等の審判の申し立てを行うこと。

○身上保護

成年後見人の職務のひとつで、本人の生活や療養看護など身上の保護に関する事務。（例：介護や生活維持に関する事項、住居の確保や施設の入退所に関する事項）

○市民後見人

市町村等が実施する市民後見人養成研修を修了するなどして、成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。大阪府では、「大阪府市民後見人活動の基準」に基づき、報酬を前提としない後見活動を担う。

○成年後見制度

本人の権利を守る援助者である成年後見人等を選任することで、本人を法律的に支援する制度。「任意後見制度」と「法定後見制度」に分けられる。

○成年後見制度利用支援事業

収入や資産等の経済状況により、成年後見制度の利用に係る家庭裁判所への申し立て費用や成年後見人等に対しての報酬を負担することが困難な方を対象とした行政による助成制度。

【な行】

○日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、その他の精神上の障害等により判断能力が不十分な人が地域において自立した生活を送れるよう、社会福祉協議会が、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理等の援助を行うもの。

○任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した場合に備えて、自ら選んだ代理人（任意後見人）に、代わりにしてもらふこと（代理権）を契約（任意後見契約）により決めておく制度。

○ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。

【は行】

○PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

○副次的効果

主な効果に付随して発生する効果。本来の目的として期待したものではなく、二次的な影響により得られる効果。

○法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

○法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選ばれる制度。判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられ、最も重い（本人の判断能力が低い）ものが「後見」、次いで「保佐」、「補助」となる。

【や行】

○要介護認定者

要介護認定とは、介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1～2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。要介護認定を受けた人を要介護認定者という。

枚方市成年後見制度利用促進基本計画

発行 枚方市

編集 枚方市 健康福祉部 健康福祉総務課

表紙デザイン(きりえ) たけうち ちひろ

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2-1-20

電話 072-841-1369

FAX 072-841-2470

